

# 「酒出文書」と奉公衆佐竹氏

鈴木 満

## 序章

### 第一章 「酒出文書」の復元

#### 第一節 問題の所在

#### 第二節 元禄・宝永期の酒出氏所蔵文書

#### 第三節 元禄・宝永期以前に散逸した「酒出文書」

#### 第四節 小括

## 第二章 奉公衆佐竹氏

### 第一節 南北朝期までの動向

### 第二節 室町期の奉公衆佐竹氏

### 第三節 奉公衆と守護

### 終章

## 序章

元禄期以降、秋田藩では家中に対して文書等の提出を命じている。<sup>1)</sup>

「御文書」六冊（東京都財団法人千秋文庫蔵）や「秋田藩家蔵文書」六一冊（秋田県公文書館所蔵<sup>2)</sup>）は、家中が提出した文書を家毎に写したものである。以下、これらを総称して『家蔵文書』と呼ぼう。

根岸茂夫氏によれば、『家蔵文書』の編纂にあたって、偽文書は召し上げ写さなかった。また真性の文書であっても写さないものがあった。さらに由緒等の理由で他家家蔵の文書と認定した場合には、認定した家の文書として写したという<sup>3)</sup>。最後のケースでは、文書も家蔵と認定した家に返却している。

以上要するに『家蔵文書』は家中に伝来した文書をそのまま写していないし、現存する家中の文書も藩が操作したものなのである。したがって『家蔵文書』の家毎の文書の性格を検討する場合、『家

蔵文書』編纂以前のまとまりにまず復元することからはじめないといけないといえよう。小論では以上の点をふまえて佐竹家中酒出<sup>4)</sup>氏の文書を取りあげ、その復元を第一の課題としたい。復元した文書を「酒出文書」と呼ぼう。

酒出氏の系図を掲げると図のようになる<sup>5)</sup>。これまでの研究によれば、酒出氏は源頼朝の追討を受けた佐竹秀義の子季義を祖とする一流であり、美濃国に所領を持ち、鎌倉時代には在京人の可能性があること、そして足利義満の弓の師であった人物がおり、室町幕府の奉公衆であったこと、さらに戦国期に至って常陸国に下向し、守護佐竹氏の家臣となったことなどが明らかにされている。

酒出氏の文書は、秋田県公文書館所蔵「秋田藩家蔵文書」一八酒出金太夫季親（以下、「家蔵酒出文書」と略す）にある。しかし新田英治氏によれば、系図と「家蔵酒出文書」とを比較して、後者にあって前者に見えない人物がいること、奉公衆佐竹氏の性格（職能）

\*秋田県立博物館

については検討すべき点が多いことなどが課題であるという<sup>(7)</sup>。そこで「酒出文書」の性格解明の基礎作業として、奉公衆佐竹氏を考察することを第二の課題としよう。

## 第一章 「酒出文書」の復元

### 第一節 問題の所在

本章では「家蔵酒出文書」が編纂される前の酒出氏所蔵文書を復元しよう。『家蔵文書』を編纂した秋田藩文書所が家中の提出した文書への判断を下した史料は、秋田県公文書館所蔵「被仰渡控」にまとまって伝わっている<sup>(8)</sup>ので、それを手がかりとする。そして『家蔵文書』その他の史料により、可能な限り元禄・宝永期に酒出氏所蔵文書を明らかにしてみよう。

ついで酒出氏に伝来していたが、元禄・宝永期以前に散逸した文書を復元してみよう。散逸史料の復元は困難が伴うが、できるだけ確実な史料によって検討したい。

### 第二節 元禄・宝永期の酒出氏所蔵文書

元禄一二年正月七日、秋田藩の文書所は、酒出季親に対して文書や系図を写ではなく、原本を提出するよう命じている<sup>(9)</sup>。そのため季親は、原本を提出したようで、文書所では、次のような史料を出している。

酒出進<sup>(マヤ)</sup>太夫

一、証文六拾九通 委細在別紙

右、先祖伝来之証文顕然に候、委細写之御記録江可被載置之候、自然火災・紛失等於在之者、以御序被奉願写拝領せられ、

可被備後代之亀鑑候、已上、

(元禄二年)  
卯六月

文書所が家蔵の文書と認定し、写した六九通の内容については「委細在別紙」とあるが、それが伝わっていないため、詳細は明らかではない。だが次の理由から「家蔵酒出文書」にある六九通ではないかと考えられる。第一に文書数が一致し、第二に「家蔵酒出文書」に由緒の判定によって他家の文書を酒出氏の文書として写した旨の記載がなく<sup>(11)</sup>、第三に文書所では他家の文書を筋目によって家蔵の文書と認定した場合には、その旨の文言のある文書を別に発給していることをあげることができる<sup>(12)</sup>。以上のことから「家蔵酒出文書」は元禄一二年に季親が提出した文書の写であり、「酒出文書」とみなせよう。

下って元禄一三年<sup>(13)</sup>及び一六年<sup>(14)</sup>、文書所は季親に「古キ書もの」等を「無遠慮可被差出」きことを求めている。次の史料によれば、季親はそれに応じたようである。

一、弓法表紙

酒出金太夫

一、同表紙無

三十七冊

一、弓法覚書

七十九本

一、惣系図

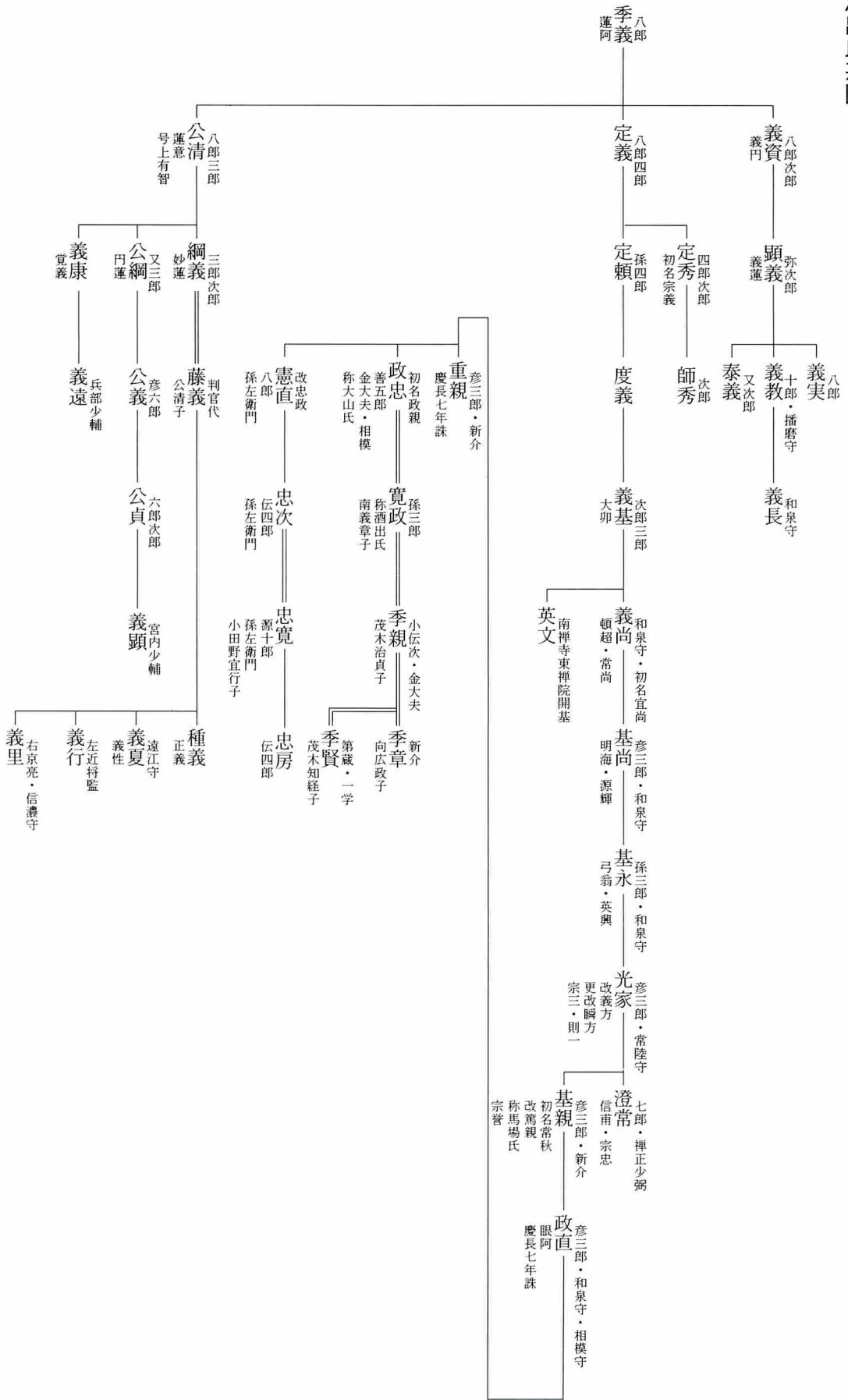
壹冊

右之通被返置候、重而御用之節追而相達者也、

元禄十六年六月 日<sup>(15)</sup>

右に見える史料は、酒出氏に伝わったものである。しかしこれらは、文書所で写さなかったし、酒出氏の文書も所在が不明なので、

酒出氏系図



詳細な内容は不明である。しかし「酒出文書」と見なしてよいだろう。

さらに下って宝永三年四月二七日に季賢は、養父季親以後の分の系図を文書所に提出した。<sup>16)</sup> 季賢が提出した系図の端裏には本文と別筆で「系図宝永三年五月六日写済 酒出金太夫」とあるが、これは文書所が記したものと考えられる。季親は宝永二年五月一八日に没している。そこで文書所では系図に季親以降の分を追加するために季賢に系図の提出をさせ、それを藩が編纂中の系図に書き加えたのであろう。<sup>17)</sup> この他に季賢は、所持している文書等を再提出したようである。そのため文書所は次のような史料を出している。

- 一、<sup>①</sup>足利大將軍尊氏卿書巻通
- 一、<sup>②</sup>同花押書巻通
- (六四通分の文書名略す)
- 一、<sup>③</sup>細川右京大夫持之書巻通
- 一、<sup>④</sup>古来写書二通 一通細川弘源寺右京大夫  
一通常興
- 一、<sup>⑤</sup>随兵日記
- 一、<sup>⑥</sup>犬追物聞書一冊
- 一、<sup>⑦</sup>聞書一冊
- 一、<sup>⑧</sup>白弓袋事一冊
- 一、<sup>⑨</sup>弓法秘抄上一冊
- 一、<sup>⑩</sup>弓法貫書秘抄一冊
- 一、<sup>⑪</sup>弓場始射手一冊
- 一、<sup>⑫</sup>万立聞書一卷
- 一、<sup>⑬</sup>申状一冊

酒出一学

(先祖伝来之文書類然也、仍委細写之御記録被置訖、向後火災紛失等於有之八、以御序奉願御写拜領、可備後代之龜鑑もの也)

右七拾八通右同断

右者正徳四年御青印被改置相渡候、

一、<sup>⑭</sup>古本佐竹系図写一冊

右本書者先年為御用被 召上之訖、此度依願写之、酒出孫十郎二所賜也、

(宝永七年六月日)<sup>18)</sup>  
年号月日同前

(符号・傍線等は引用者。以下同じ。)

長文に及ぶため途中を略した。①～④の六九通と「家蔵酒出文書」所収の文書名や配列とを比較すると若干異同が認められる。しかし「家蔵酒出文書」と別のものと認められるものはなく、すべて「家蔵酒出文書」に該当すると判断して差し支えない。よって①～④の六九通は「家蔵酒出文書」と同じであるとしてよいだろう。

残りの⑤～⑭は、古文書の範疇に入らない。しかし元禄・宝永期に酒出氏に伝来したものであるから、「酒出文書」に含めておきたい。このうち⑭は文書所が召し上げたところがあるが、それが秋田県公文書館佐竹文庫(宗家)蔵の「古本 佐竹系図酒出季親所蔵<sup>19)</sup>」にあたると思われる。残りの⑤～⑬は原本は、明和年間に酒出氏が藩に提出したようだが、安永八年の本丸火災で焼失したようで、写が千秋文庫に所蔵されている。<sup>20)</sup>

以上が「被仰渡控」から明らかにし得た「酒出文書」である。次にそれ以外の史料から酒出氏が元禄・宝永期に所蔵していた文書がないかを検討してみよう。

まず『家蔵文書』によれば、次の三通が酒出氏が所蔵していたことが明らかになる。

- ① 至徳元年三月二〇日室町幕府御教書
- ② 応永十一年八月三日越中国守護代遊佐長護遵行状
- ③ 応永十一年一月七日道秀・道宗打渡状

これらはすべて「御文書」一にあり、酒出季親旧蔵と明記されている。よって右の①②③は「酒出文書」の一部といえよう。右の原本は、千秋文庫に伝来している。<sup>(21)</sup>

次に天保三年秋田藩記録所の作成にかかる「御蔵書目録」<sup>(22)</sup>に次のような記載がある。

- 一、建武四年足利尊氏卿御下文一通
- 一、同年貞和二年高武蔵守御直書二通
- 一、建武三年尊氏卿御感書一通
- 一、文和四年佐竹右馬権頭義篤公御讓帖写一通
- 一、佐竹家と鶴岡八幡宮寄進領写一通

本酒出一学秀賢<sup>(季カ)</sup>所蔵

これらの史料がいつ酒出氏の手を離れたかはわからないが、元禄・宝永期には酒出氏が所蔵していたのである。よって「酒出文書」の一部であると思なせよう。

右の六通は、『家蔵文書』に写されていない。このうち建武四年の足利尊氏下文から佐竹義篤の讓状までの五通の検討は次節に譲り、ここではそれに相当するものを見出すことはできなかったと指摘するにとどめる。残りのものは、佐竹文庫（宗家）にある、端裏に朱書で「佐竹ヨリ鶴岡八幡宮寄進領写一通<sup>(酒出)</sup>」とある史料を指すのだろう。<sup>(23)</sup>この朱書は家中から佐竹氏に献じた文書に書かれている

ものに見られる。文書の奥に「鎌府相承院之本ヲ以テ書写致候」とあって、相承院にあった文書を写したものである。書写時期は、おそらく戦国期ではあるまいか。<sup>(24)</sup>ただし『新編相模風土記稿』や『相州文書』には見出されず、原本の所在は不明である。

以上が元禄・宝永期に酒出氏所蔵が明らかでない史料である。これ以後酒出氏が新たに史料を藩に提出した形跡は見いだせない。<sup>(25)</sup>

### 第三節 元禄・宝永期以前に散逸した「酒出文書」

元禄・宝永期の『家蔵文書』の編纂は、秋田藩の修史事業の一環として行われたものであるといわれる。その目的は佐竹氏歴代の家譜<sup>(26)</sup>の編纂にあった。この時期編纂された家譜には、「家蔵酒出文書」からの引用が見られる。<sup>(27)</sup>

その一例として、佐竹義篤家譜建武三年五月七日条には足利尊氏御教書を引用しており、編者の注に「以上酒出季親家蔵真跡の文書及び正宗寺蔵本佐竹系図文書写に出づ」とある。この注記から「家蔵酒出文書」と同じ史料が「正宗寺蔵本佐竹系図文書写」にもあることが知られる。

元禄・宝永期の家譜の編者中村光得は、「正宗寺蔵本佐竹系図文書写」と「酒出文書」とに関係があると見ているようである。たとえば義篤家譜建武三年九月三日条で室町幕府執事高師直奉書を引用した後、「正宗寺蔵本佐竹系図文書の写に出づ。但、其本書今季親家蔵文書の内になし。蓋、紛失するならん。」と注をしている。それでは「正宗寺蔵本佐竹系図文書写」はどのような史料であろうか。

光得は、「宝永六年己丑五月日 御文書并御書物帳目録受取渡目録」<sup>(28)</sup>（以下『目録』と略記）を作成したが、そのなかに「同（正宗

寺蔵本）佐竹文書一冊」と題するものがある。これを光得は「酒出文書」の一部と見ているのである。『目録』によれば「佐竹文書」は、元禄一〇年に光得・大和田時胤が常陸国の史料調査で採訪した正宗寺蔵本四冊のなかの一冊である。家譜では「正宗寺本佐竹系図文書写」と記しているが、これは正宗寺で採訪した系図以下の四冊の総称なのだろう。以下『目録』に見える「佐竹文書」を「正宗寺本佐竹文書」としておく。

「正宗寺本佐竹文書」は大正五年には佐竹家にあったが、現在所在不明である。しかし東京大学史料編纂所謄写本「佐竹氏旧記」九のなかに「正宗寺本佐竹文書」を見いだせる。「佐竹氏旧記」は全九冊からなるが、これらは編纂所が佐竹氏の後胤佐竹侯爵家所蔵史料を写したものを適宜合冊したもので、おさめられている史料には千秋文庫や佐竹文庫（宗家）に現存しているものもある<sup>31</sup>。

「正宗寺本佐竹文書」について、光得は『目録』で次のような見解を述べている。

正宗寺蔵本ニメ最初ニ北酒出氏ノ文書ヲ記シ、次ニ佐竹文書ヲ記ス、最末ニ酒酢造等ヲノ事及ビ諸書ノ抜萃ナリ、

右の見解によれば、「正宗寺本佐竹文書」は酒出文書・佐竹文書・その他の記録から構成されているとする。それを裏づけるように「正宗寺佐竹文書」を見ると、右の傍線（イ）は「亀岡新介殿文書写置」とあった後、表1の一四通の文書を写しており、その末に「天文丁丙年雪月廿五日ニ新介殿本ヲ以書写致候」とある。そして傍線（ロ）はそれに続く五通の文書の写、傍線（ハ）は残りの諸記録の写となっている。

光得は、傍線（イ）を酒出氏の文書と見ている。次の点から表1

表1. 「正宗寺本佐竹家文書」所有の亀岡新介分

No.	年 号 月 日	史 料 名
1	長享3年4月 日	佐竹義瞬一字状
2	天文3年2月25日	室町幕府奉行人連署下知状
3	応永5年12月11日	室町幕府奉行人連署下知状
4	応永5年12月11日	室町幕府奉行人連署下知状
5	応永5年12月12日	片岡高重書状
6	(天文6年)3月3日	足利義晴御内書
7	建武3年6月11日	足利尊氏下文
8	建武3年9月3日	室町幕府執事高師直奉書
9	建武3年5月7日	足利尊氏御判御教書
10	元弘3年5月8日	足利尊氏御判御教書
11	貞治3年12月3日	足利義詮御判御教書
12	(天文6年)3月3日	大館高信書状
13	(天文6年)3月5日	大館常興書状
14	(天文6年)3月3日	大館高信書状

と「家蔵酒出文書」に親近性が認められる。第一に表1と同じ文書がある<sup>33</sup>。第二に表1の6・12・14は一連の文書であるが、それに関連する文書を「家蔵酒出文書」に見いだせる。したがってこれらが本来は一連の文書であったと考えられる。第三に「正宗寺本佐竹文書」の亀岡新介文書分の奥書によれば、天文六年一二月に写したというが、その時期は第二の理由にあげた史料によれば、佐竹基親が將軍足利義晴の御内書を携えて下向した時期にあたり、その際に携行した文書を写したと考えることができる。これに関連して基親の通称は系図によれば「新介」である点が傍証となる。

ここで問題となるのは、「亀岡」という姓である。酒出氏は、馬場や大山と称したことはある<sup>35</sup>。これらは所領や母方の姓など由来が

あり、理由がはっきりしている。ところが「亀岡」という姓の由来は明らかではない。また酒出氏は「家蔵酒出文書」や「正宗寺佐竹文書」を見る限り、南北朝・室町期は一貫して「佐竹」姓であって、「亀岡」姓が見られるのは、表5の1の充所の亀岡常陸介と、「正宗寺本佐竹文書」の前書及び奥書だけである。<sup>36</sup>この点を検討してみよう。

酒出氏所蔵の系図<sup>37</sup>の瞬方の項に「本名光家」とあり、「長享年中二常陸国右京大夫義瞬ヨリ一字ヲ義方江遣ス、上様一字ニアル間、瞬方ト改也、義ノ字ヲ畏也」とあって、光家が義方に改名した事実を伝え、表1の1を裏付けている。もっとも系図はあくまでも伝承にすぎないという見方がある。だがこの系図は天文六年に写したもので、光家の子基親が常陸に下向した時期にあたるのである。書写時期から見て、底本の伝承を無批判に書き写したとは言いがたく、奉公衆佐竹氏の側にも改名の事実が知られていたと考えて差し支えないだろう。また光家の官途は「常陸介」<sup>38</sup>であり、表1の1の亀岡「常陸介」と一致し、亀岡常陸介と佐竹光家とが同一人物であるとみなせよう。

視点を変えて、佐竹義篤（南北朝期の人物）の子から分かれた大山氏宛の文書を見ると、正長元年八月一八日の足利持氏感状では佐竹因幡入道宛である。しかし翌二年八月二三日の持氏感状では大山因幡入道宛となっており、以後、確実に年が判明する文書では佐竹姓ではなく大山姓である。<sup>39</sup>

他の佐竹氏一門を見ると、系譜未詳ながら白石氏は、応永三年六月一二日足利氏満御教書写では佐竹彦四郎宛であるが、応永二五年四月二六日足利持氏御教書写では白石彦四郎入道宛とかわっている。

また佐竹氏一門の山入氏の分流で陸奥国依上保に所領を持つ一族も、応永三〇年九月三〇日持氏御教書では「佐竹依上三郎」であったが、翌年六月一三日持氏所領給与状では単に「依上三郎」である。<sup>40</sup>

以上の事例から室町期の東国では、佐竹氏嫡流以外には佐竹姓を使用させないようになっているようである。<sup>41</sup>したがって「亀岡」の姓はその由来は明らかではないが、守護佐竹氏が嫡流以外には佐竹姓を名乗らせないためにつけたのではないかと考えられる。

ところで表1の一四通は、

- ① 守護佐竹氏と奉公衆佐竹氏との関わりをしめす文書（1）
- ② 天文六年に奉公衆佐竹氏に対して守護佐竹氏の忠節が神妙であり、その旨を佐竹義篤に伝えよとする御内書が出されたが、それに関わる文書（6・12～14）
- ③ 奉公衆佐竹氏の所領に関わる文書（7～11）
- ④ 奉公衆佐竹氏が東国下向する際の過書（2～5）

と分類できる。これらのうち、②は奉公衆佐竹氏が下向するに必要な文書である。その他は奉公衆佐竹氏がどのような家であり、東国とどのような関わりをもっているかをしめす文書と考えられるものを所持している文書中から基親が選んだものではないだろうか。

以上を要するに「正宗寺本佐竹文書」の亀岡新介蔵本の一四通とは、佐竹基親所蔵の一四通のことであり、したがって「酒出文書」の一部であると判断されよう。このうち「家蔵酒出文書」に見えない分は天文六年から元禄年中の間に散逸したのだろう。

さて光得が『目録』で「正宗寺本佐竹文書」中、佐竹文書と断じたのは、次の五通である。

- ① 建武四年三月二六日足利尊氏下文

② 建武四年三月二十六日室町幕府御教書

③ 貞和二年五月一七日室町幕府御教書

④ 建武三年九月二八日室町幕府御判御教書

⑤ 文和四年二月一日佐竹義篤讓状

「正宗寺本佐竹文書」の⑤の文和四年の部分に「永祿九年迄ハ二百十二年」とあるが、これは光得が写した底本にあったものだろう。右の五通は、「北氏所蔵佐竹系図」<sup>46</sup>や「清音寺蔵本佐竹諸家系図」<sup>45</sup>にも写があって、酒出氏の文書写とは別に各地で書写されているようである。

ところで前節で検討を留保した「御蔵書目録」<sup>47</sup>乾を改めて掲げよう。

一、建武四年足利尊氏卿御下文一通

一、同年貞和二年高武蔵守御直書二通

一、建武三年尊氏卿御感書一通

一、文和四年佐竹右馬権頭義篤公御讓帖写一通

(中略)

本酒出一学秀賢<sup>48</sup>所蔵

右にあげた五通の所在は、さきに述べたように明らかではない。しかし文書名と配列を見るならば「正宗寺本佐竹文書」の佐竹文書と一致する。したがって佐竹文書と同じではないかと考えられる。そうだとすれば、右の五通は、「正宗寺本佐竹文書」の佐竹文書の写ではないだろうか。<sup>48</sup>

#### 第四節 小括

これまでの検討結果をふまえ、「酒出文書」を復元すると、表2・

3のようになる。<sup>49</sup>この表には史料の存在のみしめすもの、酒出氏の先祖が他家に伝来した史料を何らかの機会に写したものの、古文書学が定義する古文書以外のものが含まれてはいる。しかしよりこの方がより実態に近い文字史料の復元ではないだろうか。

もっとも「酒出文書」は、原史料の所在が不明である。そのため復元しえたのは、秋田藩の修史事業のなかで酒出氏が文書所に提出したり、文書所が家譜編纂で調査したなかで見出したものだけである。この方法により散逸した文書を復元できた反面、表2・3と系図とを比較すると「酒出文書」は基親までの史料で、政直以降のそれはないが、ここから政直以降の文書の欠如を指摘できないといった問題があり、<sup>50</sup>酒出氏が元禄・宝永期に所持した文書をすべて復元したとはいえないのである。

さて復元した「酒出文書」と酒出氏の系図とを比較すると、序章でふれたように前者にあって後者に見えない人物がいる。また奉公衆佐竹氏の動向もはっきりしない点がある。次章ではこうした問題を念頭に置きながら、奉公衆佐竹氏を検討してみよう。

## 第二章 奉公衆佐竹氏

### 第一節 南北朝期までの動向

近世酒出氏の祖は、源頼朝の追討を受けた佐竹秀義の子季義である。享禄三年の本奥書を持つ「美乃佐竹系図」<sup>51</sup>等の諸系図は季義に「北酒出」と注している。酒出は常陸国の地名で、秀義の所領のうちに見いだせるが、<sup>52</sup>季義と酒出との関わりは不明である。

「美乃佐竹系図」をはじめとする諸系図は季義が美濃国に居住し



たと記している<sup>(53)</sup>。佐竹氏と美濃国との関係は、網野善彦氏が推測されたように鎌倉幕府が秀義に山口郷を給与したことを嚆矢とするのだらう<sup>(54)</sup>。しかし季義は寛元二年までは鎌倉にいたよう<sup>(55)</sup>で、美濃国居住の事実を裏づけるものはない。しかし季義の子公義が美濃国上有智庄に所領を持ち、上有智と号したといわれており、季義流と美濃国との関係は認められる。

下って鎌倉末期、伊勢国守護領庄田方の所当・公事をめぐる訴訟での両使の一人に「佐竹四郎五郎入道義念<sup>(57)</sup>」を見いだせる。鎌倉時代の佐竹氏と西国との関わりをしめす史料だが、義念は諸系図には見いだせない<sup>(58)</sup>。

さらに下って鎌倉幕府滅亡時、「酒出文書」に次のような文書を見いだせる(表2の1)。

知行分所領事、於濫妨狼藉之輩者為処罪科可注申交名之状如件、  
元弘三年五月廿八日

源朝臣<sup>(足利高氏)</sup>(花押影)

佐竹弥六殿<sup>(光基)</sup>

右の史料は、足利高氏が六波羅探題滅亡後、後醍醐天皇の帰京までの間に出したもので、他に三通同文の文書がある<sup>(59)</sup>。光基は、元弘三年五月二五日に高氏方に馳せ参じているから(表2の2)、高氏の六波羅攻めに参加せず、高氏の勝利後、高氏方に身を投じ、右の文書を得たのであろう。

光基は系図には見えない。佐竹貞義家譜正慶二年五月二五日程では光基を後にふれる義基の兄弟かと推測しているが、確証はない。光基は美濃国山口・弾正庄、備中国橋<sup>(本方)</sup>庄友弘名の地頭で(表2の2)、美濃国に西遷した御家人ではある。山口庄を後の史料に多く

見る山口郷だとすれば、これは秀義から代々相伝した所領となる。建武政権崩壊の頃より光基にかわって佐竹義基の行動が確認できる。足利尊氏は中先代の乱をきっかけに建武政権を離反し、挙兵するが、後醍醐天皇方に敗れ、九州に落ちる。そこで有力な南朝方である菊池武敏を破り体勢を立て直し、京を目指す<sup>(60)</sup>。次の史料によれば、義基は尊氏と行動をともにしたようである(表2の81)。

美乃国居住一族中一人令供奉之条、殊以神妙、於恩賞者追而可有沙汰之状如件、

建武三年五月七日

在御判<sup>(足利尊氏)</sup>

佐竹次郎三郎とのへ

この史料によれば、美濃国に所領を知行していた佐竹氏は、義基を除いて尊氏方とはならなかったようである。さきに述べたが光基は六波羅探題滅亡を聞いてから尊氏方となっており、情勢が明らかではない場合には観望するようである。それに対して義基は尊氏に賭けたのである。

ついで義基は、山門攻めに参加した(表2の3・4)。そして義基は、尊氏から次のような史料を与えられた(表2の78)。

在御判<sup>(足利尊氏)</sup>

下 佐竹次郎三郎義基

可令早領知美乃国山口郷<sup>(東)</sup>・同国上有智庄<sup>(上)</sup>・弾正庄事<sup>(西)</sup>、  
右人、為勲功之賞所充行也、早守先例可被沙汰之状如件、

建武三年六月十一日

この史料は、「某跡」が注記がなく、誰の所領を没収したのか明らかではない。しかし弾正庄は光基の所領であった(表2の2)し、山口郷も表2の2に見える山口庄だとすれば、光基の所領となる。

表2. 「酒出文書」一覧

No.	枝番	年号月日	史料名	原本所在・出典	備考
1		元弘3年5月28日	足利尊氏御判御教書写	「家蔵酒出文書」 「正宗寺本佐竹文書」	正文からの写か。「家蔵酒出文書」が善本。 「正宗寺本佐竹文書」には上封紙がある。
2		元弘3年6月8日	佐竹光基着到状写	「家蔵酒出文書」	正文からの写か。足利尊氏の証判あり。
3		建武3年6月27日	佐竹義基軍忠状写	「家蔵酒出文書」	正文からの写か。細川顯氏の証判あり。
4		建武3年7月3日	佐竹義基軍忠状写	「家蔵酒出文書」	正文からの写か。高師直の証判あり。
5		建武4年正月28日	佐竹義基軍忠状写	「家蔵酒出文書」	正文からの写か。証判あるも何人かは未詳。 土岐頼遠にやや近似する。
6		建武4年4月7日	佐竹義基軍忠状写	「家蔵酒出文書」	正文からの写か。証判あるも何人かは未詳。 土岐頼遠にやや近似する。
7		康永2年6月6日	侍所頭人細川顯氏奉書写	「家蔵酒出文書」	正文からの写か。
8		観応3年5月 日	佐竹義景軍忠状写	「家蔵酒出文書」	正文からの写か。土岐頼康の証判あり。
9		観応3年5月14日	足利義詮感状写	「家蔵酒出文書」	正文からの写か。
10		貞治3年12月3日	足利義詮御判御教書写	「家蔵酒出文書」 「正宗寺本佐竹文書」	正文からの写か。 「家蔵酒出文書」が善本。
11		明德3年12月29日	足利義満御判御教書写	「家蔵酒出文書」	正文からの写か。
12		明德3年12月30日	室町幕府管領細川頼元施行状写	「家蔵酒出文書」	正文からの写か。
13		明德4年4月8日	足利義満御判御教書写	「家蔵酒出文書」	正文からの写か。
14		明德4年4月8日	和泉国守護大内義弘遵行状写	「家蔵酒出文書」	正文からの写か。
15		応永8年6月14日	室町幕府管領畠山基国施行状写	「家蔵酒出文書」	正文からの写か。
16		応永8年6月17日	美濃国守護土岐頼益遵行状写	「家蔵酒出文書」	正文からの写か。
17		応永8年6月27日	美濃国守護代富嶋某遵行状写	「家蔵酒出文書」	正文からの写か。
18		応永8年8月19日	足利義満御判御教書写	「家蔵酒出文書」	正文からの写か。
19		応永8年8月28日	室町幕府管領畠山基国施行状写	「家蔵酒出文書」	正文からの写か。
20		応永8年8月5日	丹波国守護細川満元遵行状写	「家蔵酒出文書」	正文からの写か。
21		応永11年4月21日	室町幕府御教書写	「家蔵酒出文書」	正文からの写か。
22		応永11年5月23日	丹波国守護細川満元遵行状写	「家蔵酒出文書」	正文からの写か。
23		応永11年5月24日	丹波国守護代細川頼益打渡状写	「家蔵酒出文書」	正文からの写か。
24		応永11年7月26日	室町幕府管領畠山基国施行状写	「家蔵酒出文書」	正文からの写か。
25		応永13年閏6月8日	室町幕府管領斯波義重施行状写	「家蔵酒出文書」	正文からの写か。
26		応永15年9月27日	足利義持御判御教書写	「家蔵酒出文書」	正文からの写か。
27		応永15年10月2日	室町幕府管領斯波義重施行状写	「家蔵酒出文書」	正文からの写か。
28		応永15年10月2日	室町幕府管領斯波義重施行状写	「家蔵酒出文書」	正文からの写か。
29		応永16年12月12日	和泉国守護細川基之遵行状写	「家蔵酒出文書」	正文からの写か。
30		応永16年12月13日	和泉国守護細川頼長遵行状写	「家蔵酒出文書」	正文からの写か。
31		(応永34年)12月26日	伊勢貞長書状写	「家蔵酒出文書」	正文からの写か。
32		永享10年11月9日	足利義教御判御教書写	「家蔵酒出文書」	正文からの写か。
33		永享10年11月12日	室町幕府管領細川持之施行状写	「家蔵酒出文書」	正文からの写か。
34		(永享10年)11月14日	美濃国守護代石川行長遵行状写	「家蔵酒出文書」	正文からの写か。
35		文安3年6月26日	室町幕府管領下知状写	「家蔵酒出文書」	正文からの写か。
36		文安5年10月5日	室町幕府管領下知状写	「家蔵酒出文書」	正文からの写か。
37		延徳3年5月22日	室町幕府奉公人連署奉書写	「家蔵酒出文書」	正文からの写か。
38		永正6年3月14日	室町幕府奉公人連署奉書写	「家蔵酒出文書」	正文からの写か。
39		3月19日	楠浦昌勝・曾根昌長連署書状写	「家蔵酒出文書」	正文からの写か。
40		3月28日	曾根昌長書状写	「家蔵酒出文書」	正文からの写か。
41		10月6日	佐竹澄常書状写	「家蔵酒出文書」	正文からの写か。
42		10月6日	佐竹澄常書状写	「家蔵酒出文書」	正文からの写か。
43		7月19日	松田亮致書状写	「家蔵酒出文書」	正文からの写か。
44		大永8年2月19日	室町幕府奉行人連署奉書写	「家蔵酒出文書」	正文からの写か。
45		大永8年2月19日	室町幕府奉行人連署奉書写	「家蔵酒出文書」	正文からの写か。もと折紙か。
46		大永8年2月19日	室町幕府奉行人連署奉書写	「家蔵酒出文書」	正文からの写か。
47		大永8年2月19日	室町幕府奉行人連署奉書写	「家蔵酒出文書」	正文からの写か。もと折紙か。
48		大永8年2月19日	室町幕府奉行人連署奉書写	「家蔵酒出文書」	正文からの写か。もと折紙か。
49		大永8年2月19日	室町幕府奉行人連署奉書写	「家蔵酒出文書」	正文からの写か。もと折紙か。
50		(天文6年)3月5日	井上某書状写	「家蔵酒出文書」	正文からの写か。
51		(天文6年3月5日)	播磨もと常書状写	「家蔵酒出文書」	正文からの写か。
52		(天文7年7月27日)	橘某書状写	「家蔵酒出文書」	正文からの写か。
53		天文7年11月8日	室町幕府奉行人連署下知状写	「家蔵酒出文書」	正文からの写か。
54		天文12年11月1日	室町幕府奉行人連署下知状写	「家蔵酒出文書」	正文からの写か。
55		(天文8年)3月5日	斎藤利政書状写	「家蔵酒出文書」	正文からの写か。
56		8月6日	佐竹義篤書状写	「家蔵酒出文書」	正文からの写か。
57		(年月日未詳)	佐竹義昭書状写	「家蔵酒出文書」	正文からの写か。

58	(年月日未詳)	佐竹義昭書状写	「家蔵酒出文書」	正文からの写か。
59	6月14日	大館晴光書状写	「家蔵酒出文書」	正文からの写か。
60	6月14日	大館晴光書状写	「家蔵酒出文書」	正文からの写か。
61	8月8日	大館晴光書状写	「家蔵酒出文書」	正文からの写か。
62	8月16日	浄元書状写	「家蔵酒出文書」	正文からの写か。
63	9月10日	大清軒書状写	「家蔵酒出文書」	正文からの写か。
64	9月9日	山名時熙書状写	「家蔵酒出文書」	正文からの写か。
65	7月25日	雅 <sup>レ</sup> 書状写	「家蔵酒出文書」	正文からの写か。
66	卯月27日	知恩院光然書状写	「家蔵酒出文書」	正文からの写か。
67	8月12日	将信(?)書状写	「家蔵酒出文書」	正文からの写か。
68	永享10年11月12日	室町幕府管領細川持之施行状写	「家蔵酒出文書」	案文からの写か。33と同文。
69	天文6年3月21日	大館尚氏書状写	「家蔵酒出文書」	案文からの写か。
70		佐竹氏寄進領等書上写	佐竹文書(宗家)AS175-9	奥書に「鎌府相承院」の本を写すとあり。
71		古本佐竹系図	佐竹文書(宗家)AS288.2-6	天文6年9月23日書写。
72	永徳元年3月20日	室町幕府御教書	『佐竹古文書』5号	「御文書」一に写あり。
73	応永11年8月3日	越中国守護代遊佐長護遵行状	『佐竹古文書』6号	「御文書」一に写あり。
74	応永11年11月7日	道秀・道宗打渡状	『佐竹古文書』7号	「御文書」一に写あり。
75		随兵日記	千秋文庫古記録7-1(1)	元禄・宝永期の写本。永正8年書写の写。
76		白弓袋事	千秋文庫古記録7-1(2)	同上。永正16年書写の写。
77		弓場始射手	千秋文庫古記録7-1(3)	同上。
78		弓法秘抄上	千秋文庫古記録7-1(4)	同上。享禄4年筆の写。
79		弓法貫書秘抄	千秋文庫古記録7-1(5)	同上。享禄4年筆の写。
80		犬追物聞書	千秋文庫古記録7-1(7)	同上。永正6年筆の写。
81		申状	千秋文庫古記録7-1(9)	同上。81-1～6は、申状所収文書。
	1 文明17年3月 日	室町幕府番衆申状写		
	2 文明17年3月 日	室町幕府奉行衆陳状写		
	3 文明17年3月 日	室町幕府番衆重申状写		
	4 文明17年3月 日	室町幕府奉行衆重陳状写		
	5 文明17年4月 日	室町幕府番衆重申状写		
	6 文明17年4月 日	室町幕府番衆重申状写		
82		聞書	千秋文庫古記録7-1(8)?(10)?	同上。(10)ならば享禄4年書写の写。
83		万立聞書	千秋文庫古記録7-1(8)?(10)?	同上。(10)ならば享禄4年書写の写。
84	長享3年4月 日	佐竹義瞬名字状写	「正宗寺本佐竹文書」	正文からの写か。
85	天文3年2月25日	室町幕府奉行人連署下知状写	「正宗寺本佐竹文書」	案文からの写か。年代は色川本による。
86	応永5年12月11日	室町幕府奉行人連署下知状写	「正宗寺本佐竹文書」	案文からの写か。
87	応永5年12月11日	室町幕府奉行人連署下知状写	「正宗寺本佐竹文書」	案文からの写か。
88	応永5年12月12日	片岡高重書状写	「正宗寺本佐竹文書」	案文からの写か。
89	(天文6年)3月3日	足利義晴御内書写	「正宗寺本佐竹文書」	正文からの写か。
90	1 建武3年6月11日	足利尊氏下文写	「正宗寺本佐竹文書」	90-1～3は一連の校正案文。「治部兵衛大夫銘也」とあり。
	2 建武3年9月3日	室町幕府執事高師直奉書写	「正宗寺本佐竹文書」	
	3 建武3年5月7日	足利尊氏御判御教書写	「正宗寺本佐竹文書」	
91	(天文6年)3月3日	大館高信書状写	「正宗寺本佐竹文書」	案文からの写か。
92	(天文6年)3月5日	大館常興書状写	「正宗寺本佐竹文書」	案文からの写か。
93	(天文6年)3月3日	大館高信書状写	「正宗寺本佐竹文書」	案文からの写か。

備考：原本所在は所蔵先の請求記号。佐竹文庫(宗家)は秋田県公文書館。

「家蔵酒出文書」…秋田県公文書館「秋田藩家蔵文書一八」酒出金太夫季親。

「正宗寺本佐竹文書」…東京大学史料編纂所謄写本「佐竹氏旧記」九所収佐竹文書。なお85は東京大学史料編纂所影写本「佐竹文書」(色川本)を参照し、年代を補ったものもある。

『佐竹古文書』…『千秋文庫所蔵 佐竹古文書』(東洋書院刊、一九八八)。

表3. 存在のみ知りうるもの

No.	史料名	数量	備考
1	弓法表紙書物	12冊	表2史料との関係不明。
2	弓法書表紙無	37冊	同上。
3	弓法覚書	79冊	同上。
4	惣系図	1通	同上。
5	建武四年足利尊氏御下文	1通	「正宗寺本佐竹文書」所収建武4年3月26日足利尊氏下文と同じか。
6	建武四年貞和二年高武蔵守御直書	2通	同上所収建武4年3月26日及び貞和2年5月17日室町幕府執事奉書と同じか。
7	建武三年尊氏御御感書	1通	同上所収建武3年9月28日足利尊氏御判御教書と同じか。
8	文和四年佐竹右馬権頭義篤公御讓帖写	1通	同上所収文和4年2月11日佐竹義篤讓状と同じか。

上有智庄はさきに述べたように季義の子公義の所領とする所伝があり<sup>(61)</sup>、季義流の所領の可能性が高い。したがって義基は美濃国の一族の所領を給与されたことになる。こうして義基は、美濃国に所領を持つ一族のなかでは傍流にすぎなかっただろうが、尊氏に賭けて美濃国内の一族の所領を得たのである。

翌建武四年正月、義基は佐竹播磨権守義教と美濃国で戦っている（表2の5）。義基の所領獲得に対する反発だろう。網野氏は義教の軍事拠点から見て、彈正庄に関わりを持っていたのではないかとされる<sup>(62)</sup>。系図によれば、義教は季義の長子義資の孫にあたる。光基が弥六、義基が次郎三郎と官途を称していないが、義教は播磨権守を称している。この点から義教を季義流の嫡流とする「佐竹氏族系図引証本」の見解はとるべきだろう。

義基は建武四年三・四月に美濃国武義口等で戦っている（表2の6）<sup>(63)</sup>。しかし次の史料によれば、義基は活動の拠点を美濃国から京にうつしたようである（表2の7）。

佐竹次郎三郎義基申国所役事、義基為在京人之上者、早可被免除国役之状、依仰執達如件、

康永二年六月六日

土岐刑部権少輔殿

兵部少輔（花押影）  
（細川頼氏）

この史料により、義基が「在京人」、つまり將軍より直接把握される立場であったので、国役の免除を得たのだろう。ここに奉公衆佐竹氏の基礎が築かれる<sup>(64)</sup>。諸系図によれば、義基は、その子英文を京都五山の筆頭南禅寺の塔頭東禅院の開基にしている。

ところで康永四年八月二九日に相国寺供養が行われる<sup>(65)</sup>。その随兵・帯刀以下の交名に義基の名は見えない。しかし随兵に佐竹師義と和

泉守義長の名が相並んで見える。

師義は常陸国守護貞義の子で、応永年間、嫡家と常陸国守護と争う山入氏の祖である。貞義とその子義篤は常陸国で南朝方と戦っていたのに対して、師義は尊氏の九州没落に同行した尊氏の股肱の武将である<sup>(66)</sup>。

義長は、系図によれば、建武四年に義基と美濃国で戦った義教の子である。とするといったん室町幕府に反抗した義教、あるいはその子義長が幕府に帰参したのである。義長は和泉守という官途を有し、尊氏の信頼の厚い師義と並んで随兵をつとめている。この事実は季義流の嫡流であったことを反映しているのだろう<sup>(67)</sup>。

義長は貞和五年八月の高師直のクーデターで師義とともに師直方に立ち、足利直義邸を囲んでいる<sup>(68)</sup>。そして次の史料によれば、義長は活動の拠点を東国にかえている。

円覚寺正統院雑掌婦法申、相模国毛利庄厚木郷半分事、可沙汰付之旨、先度被仰古庄右馬允入道・座間太郎左衛門尉之処、三浦介代官依支申、不打渡之由、各所注進也、所詮縦雖支申、任去五月十三日御寄付状并同日御施行状、厳密沙汰付于帰法、可被執進請取状者、依仰執達如件、

観応二年七月廿二日

佐竹和泉前司殿

散位（花押）  
（上杉重頼）

右に引用した史料から義長を相模国守護とする見解がある<sup>(70)</sup>。しかし傍線部によれば、一方の当事者が相模国に少なからぬ勢力を持ち、観応二年一〇月には同国守護としての確実な活動を見いだせる三浦高継である<sup>(71)</sup>。したがって遵行は高継以外の人物に命じられるわけで、両使でないとする理由で守護を認定できるかは疑問である。実際、

観応二年二月六日、直義は正統院領相模国秋葉郷内信濃村の濫妨停止は義長に命じるが、同日に同領相模国石田庄内津奥村田畠在家の濫妨停止を上杉宮内大輔に命じており、単独遵行者が守護ならば、守護が義長と上杉の二名になるだろう。もっとも観応二年一二月の事例は直義が関東に下向し、兄尊氏との対立を強めた時期にあたるから、特殊だとする見方も成り立ちうる。しかし相模国は単独の遵行が守護と認定する材料とはなりがたく、高継以前は守護不設置の推測もなされているほどである。よって他に傍証がないので、遵行のみでは義長を守護と見なし難いとし、単独の使節としておきたい。義長が東国に活動の拠点を移したのはいつであろうか。ここで想起されるのは、貞和五年の師直のクーデターで、鎌倉にあった足利義詮が直義にかわって幕政統括者の地位に立つため上洛し、それと入れかわりに弟基氏が鎌倉に下向した事実である。義長は基氏につけられたのではあるまいか。

尊氏が直義討伐のため鎌倉に向けて兵を進めるが、守護佐竹氏の貞義等は尊氏方に参加している。それに対して義長は、直義方に与したようで、その所領であった相模国出縄郷は遅くとも文和元年には没収され、今川範氏に給与される。

義長の没落によって、京における季義の流は義基のみとなったようである。南朝方の拠点八幡攻撃に参加した光基は、守護土岐頼康の注進により、観応三年五月一四日、義詮より感状を与えられた(表2の9)。また佐竹義景が観応三年、美濃国から守護頼康に従い南朝方と戦い、軍忠状を頼康に提出し、証判を得ている(表2の8)。義景の系譜は明らかではないが、美濃佐竹氏の一族であろう。このように美濃国に所領を持つ他の一族は守護に従う存在でしか

いのに対し、義基は將軍直属であった。

一方、尊氏の股肱師義は、観応二年、尊氏に従い直義討伐に従軍し、尊氏の東国経営、ついで兄義篤とともに尊氏上洛に従い、東寺合戦等で活躍している。しかし師義の系統は奉公衆とはならずに関東に拠点を移し、「京都扶持衆」として反佐竹氏嫡流勢力と中核となる。

義長といい、師義の系統といい、京から離れた。幕府の軍事編成の隊列行進をしめしているといわれる儀式や行事の際の行列の記事により京での佐竹氏の立場を見ると、延文三年の「宝篋院殿將軍宣下記」、貞治六年の「中殿御会記」、明徳三年の「相国寺供養記」の随兵・帯刀以下のなかに佐竹氏は見えない。義長の没落、師義系の関東帰還により、京での佐竹氏の立場は低下したのである。

確実な義基の動向は、康永二年の国役免除状をもって途絶え、没年すら明らかではない。貞治三年一二月三日、佐竹備前守が義詮より本知行地の安堵を受けた(表2の10)が、この備前守が義基を指すのかは明らかではない。

ところで「酒出文書」によれば、義基の後、孫三郎宣尚の名が見える。明徳三年、宣尚は足利義満から丹波国桑田寺以下を充行われている(表2の11)。さらに翌四年、宣尚は義満より和泉国鶴原庄地頭・領家職事を給与されている(表2の13)。

宣尚の鶴原庄拝領の理由について、一六世紀初頭の史料では、足利義満の弓の師として奉公した賞であると述べている。しかし宣尚は、諸系図には見えない。そこで宣尚について、検討してみよう。

元禄期に酒出季親が作成し、秋田藩に提出した系図では、宣尚を義基の子義尚の初名であると記している。そのため文書所では義尚

の初名を宣尚とする確実な史料の提出を求めている。<sup>(88)</sup>しかし「佐竹氏族系図引証本」及び「佐竹分流系図」で宣尚と義尚の關係について何もふれていないから、季親は文書所を納得させるだけの史料を提出しなかったのだろう。

「南禅寺塔中東禅院賢首座由緒書」<sup>(90)</sup>によれば、和泉守義尚は義基の子で、法名は頓超常尚といい、応永一年に存命している。義尚の系譜・官途・法名は諸系図の記述と一致する。したがって表2の85～87・15～30に見える佐竹和泉入道常尚は義尚であるといえよう。応永一五年、足利義持は鶴原庄領家・地頭職を義尚に返付しており（表2の26）、義尚が同庄をかつて知行していたことがわかる。佐竹氏と鶴原庄との關係のはじまりはさきに引用した明德四年の義満の御判御教書写だろう。宣尚と義尚を別人と見て、鶴原庄領家・地頭職は宣尚から義尚に譲与されたとしてもできるが、それよりも義尚が明德四年から知行しており、それが没収されて、還補されたと見るのが自然ではあるまいか。義尚は応永五年にはすでに入道を称している（表2の85）が、明德四年から応永五年の間に剃髪していたとしても問題はないだろう。また宣尚と義尚が同一人物とすれば、明德期の孫三郎であったが、義満の弓の師であったことにより地位を高めて応永期までには和泉守を称すようになったのではないだろうか。さらに宣尚が義満の弓の師という近習的な立場から見て、立場の上昇にともない將軍の一字である「義」の字を拝領されて義尚と改名したと見てもよいのではないだろうか。<sup>(91)</sup>以上のことから宣尚と義尚とを同一人物とみなし、以下義尚に統一して論を進めてゆく。

二木謙一氏によれば、小笠原持長が將軍足利義教の弓馬師範とな

り、それ以降小笠原氏が故実的世界の中心的存在となったというから、<sup>(92)</sup>義尚が義満の弓の師として奉公したとしても何ら問題はない。義尚は弓術によって、義満の近習的存在となり、奉公衆佐竹氏の京での立場を強化してゆくのである。<sup>(93)</sup>

## 第二節 室町期の奉公衆佐竹氏

応永八年、佐竹義尚は、美濃国山口郷の守護使不入の特権を得る。また同年に丹波国黒岡領家半濟以下の替として同国拜師庄領家職半濟以下を給与される（以上、表2の15・18）。

ところが翌九年足利義満は美濃国山口郷を義尚から没収し、相国寺に寄進する。<sup>(94)</sup>この頃の義尚の立場を次に掲げる史料で検討しよう（表2の21）。

丹波国拜師庄預所半分事、長福寺<sup>五辻</sup> 雜掌去々年<sup>応永</sup> 就申給一

円御教書、重去月被施行畢、然而為国中平均半濟之随一、佐竹和泉入道常尚拝領以来、多年当知行之間、先々有御沙汰被閣云々、早止寺家競望、如元被全常尚所務之由、所被仰下也、仍執達如件、

応永十一年四月廿一日

<sup>(桑山基國)</sup> 沙弥<sup>(朱書)</sup>「花押同前」

右の史料に見える「丹波国拜師庄預所半分」は、応永八年に義尚が義満より給与された「丹波国天田郡拜師庄領家職半濟」を指すのだろう（表2の18）。これを前提に右の史料を見ると、応永九年に長福寺が室町幕府から義尚が知行している半濟分の返還を受けている。これとさきに述べた山口郷の事例とを重ね合わせてみると、義尚の幕府内部での立場が悪い状態にあったのではないかと推測される。<sup>(95)</sup>

ところが右の史料の傍線部によれば、義尚は拝師庄預所職半分を渡さなかった。そのため長福寺は重ねて御教書を得ている。それに対して義尚は、当知行を理由に返還を求め、認められている。また右の史料と同年に義尚は丹波国拝師庄領家職半済以下の安堵を受け（表2の24）、山口郷に対する守護使不入を認める文書が出されている（表2の25）。山口郷が義尚に返還されたのかは疑わしい。ともあれこれら一連の事実から、義尚は応永九年に失った、あるいは失いかけた所領の回復につとめ、ある程度達成しているようである。さらに義尚の家領回復運動は続き、応永一五年には義満没後、直ちに義持に訴えたのだろうか、和泉国鶴原庄を返還される（表2の26）。

以上のように義尚は応永九年頃には所領を失う危機があった。義尚は義満の弓の師として奉公した、いわば近習的な性格を持っているが、それが義尚の立場を向上させる反面、義満との関係如何で没落に結びつきやすいことをしめしている。しかし家領回復運動はある程度成功しているし、義満没後は義持との関係も悪くはないようである。

系図によれば、義尚の子は基尚である。基尚関係の史料として、次の二通を見てみよう。

A・佐竹彦三郎申候親の無実事ハ、先年雪溪の宿所にて連歌の候時、無実之条勿論候、不便に候、人の申成ニ如此成行候、以機嫌可申披由雪溪も被申候、此由次時ハ可有御心得候也、恐々謹言、

九月九日

(山名時熙)  
常熙(花押影)

松田八郎左衛門尉殿

(表2の62)

B・佐竹和泉彦三郎申、美濃国山口東・丹波国報恩寺沙汰・同国桑田寺栗作地頭職真下六郎左衛門・拝師庄領家半済・同大門村事、可マシ読年記之由披露之処、可被成御教書之旨、被仰出候、恐々謹言、

(朱書)  
「記応永卅四年」

十二月廿六日

(伊勢貞良)  
照心(花押影)

松田丹後守殿

(表2の31)

右の史料に見える「佐竹彦三郎」や「佐竹和泉彦三郎」は、何人だろうか。諸系図では基尚は「和泉守」とあるのみで、通称は明らかではない。しかし基尚の子基永の通称が「孫三郎」である（表2の32）からそれ以外の人物である。とすれば「和泉彦三郎」はもう一代前の前の基尚であると見るべきでないだろうか。Bの「和泉彦三郎」も父の官途が和泉守であるから問題がなく、基永の名の見える文書の初見が永享一〇年であり（前掲史料）、年代的に見ても基尚でも何ら矛盾がない。以上により右に引用した二つの史料を基尚に関わるものと見て、検討してみよう。

Aの山名時熙書状は、基尚の父、すなわち義尚の無実に関するものである。この書状の年次は明らかではない。しかし義尚存命中であれば、Bよりも早い時期だろう。ともあれAから、父義尚が連歌の席に参加したこと、そこで罪を得るような状態におちいったこと、この二点は間違いないだろう。前者は義尚の文化的な側面を見るものである。後者は、基尚は父の無実を得るべく宿老山名時熙を証人に求め、その了承を得て室町殿の窓口となる松田宛のAを受け取ったのだろう。Aの年代如何によって室町殿が異なるが、いずれ義尚にせよ基尚にせよ、宿老との関係が少なからずあったことが読みと

れる。あるいは弓術が奉公衆佐竹氏と宿老とを結びつけたのだろう。さきに述べた義尚の所領回復運動がある程度成功した背景は、ここにあるのだろう。

Bの伊勢貞長書状は、美濃国山口郷以下の所領に関わるものであるが、書状にあげられた所領のうち、美濃国山口郷は、応永九年に相国寺に寄進され、貞長書状の後に一部佐竹氏に返還されるから、実際は基尚の所領ではなかったようである。<sup>(98)</sup>これと傍線部とをあわせて考えるならば、基尚は当知行を根拠に家領の維持を意図したと解されよう。応永九年に家領を失い、その回復をしてきた佐竹氏ではあったが、応永三四年に至ってもまだ十分ではなかったようである。

なおBは松田満秀宛だが、実際には「酒出文書」として伝来している。その理由は基尚が家領の安堵を貞長を通じて室町殿に働きかけ、Bを受け取ったからだろう。

基尚の子基永になると、永享一〇年、美濃国山口郷東方を回復する(表2の32)。その御教書に「任度々御判之旨」とあるのは、奉公佐竹氏は何度か回復運動があったことをしめしている。

文安二年、基永は山口郷西をも回復する。しかし相国寺に替地の寄進が条件で、それが果たされなかったようである。結局相国寺領のままであった。<sup>(99)</sup>また文安三年、基永は和泉国鶴原庄地頭・領家職の当知行安堵を受け(表2の35)、同五年にも鶴原庄・山口郷東の安堵を受けている(表2の36)。後者には「停止方々競望」とあるから、家領確保が容易でなかったことが知られる。

ところで文安期から宝徳期にかけての奉公衆の編成をしめす「文安年中御番帳」や「永享以来御番帳」の四番に見える「佐竹和泉守」

とは、先学の指摘するとおり基永だろう。前者の番帳では基永は詰衆であり、將軍に近侍していたことが知られる。「康正二年造内裏段銭并国役引付」で基永は和泉国鶴原庄の分として五貫文を京済している。また長禄三年には、相伴衆・守護・公卿・他の奉公衆・奉行衆等とともに勝定院仏事銭を三貫文、法華一部を納めている。<sup>(100)</sup>これらは奉公衆としての基永の活動である。

基永は、嘉吉二年及び三年に幕府の的始の射手をつとめる。こと嘉吉三年は名誉の一番の射手をつとめている。この頃には小笠原氏が將軍弓馬師範としての地位を確立している。<sup>(101)</sup>そのため奉公衆佐竹氏は、弓の家として將軍の弓の師から奉公衆にとって家門の名誉・面目といわれる的始の射手となる道を歩まざるをえなかったのである。

応仁二年、佐竹は美濃国山口郷西の代官職となった。<sup>(102)</sup>もっとも相国寺側は、乱中のことゆえ無効であると主張しているが、奉公衆佐竹氏は相国寺領の代官職の補任によって山口郷西の回復を目指すのである。この時の奉公衆佐竹氏が基永をなのか、その子光家なのかは明らかではない。いずれにせよ応仁の乱中、奉公衆佐竹氏は足利義政に仕え、機会をとらえて家領の回復をはかったのである。

文明一三年、基永の子光家は、將軍足利義尚の使者として「去年禁裡著新詠草、可被御覽」ために中院通秀邸を訪問している。<sup>(103)</sup>また文明一六年正月一六日、幕府の的始で射手をつとめている。<sup>(104)</sup>これらから光家には奉公衆として將軍に近侍していたこと、弓の家としての活動していることが知られる。以下この二つを見てみよう。

文明一七年に奉公衆と奉行衆が対立する事件が起こっている。関係史料は『大日本史料』第八編之一七、文明一七年五月二三日条以



下におさめられている。『大日本史料』によると、事件のきっかけは奉公衆と奉行衆との御礼参賀の座次であった。当初は両者の相論からはじまったが、それが両者の武力衝突にまで発展し、五月二三日、奉公衆側は兵を挙げ、奉行人飯尾元連等を襲おうとしたが、室町殿足利義政が介入し、飯尾等の薙髪により事なきを得た。表2の81所収の申状写は、奉公衆と奉行人の相論で提出したもので、『大日本史料』未収である。これが「酒出文書」にあるのは、光家が一方の当事者であったからだろう。ところが五月二三日の奉公衆の挙兵には四番は参加していない。光家の父基永は四番に属した。

光家の場合、長享及び明応期の番帳では四番であり、福田豊彦氏が指摘される番の固定化傾向<sup>(10)</sup>から見て、文明一七年の事件においても光家は四番に属していたのだろう。とすると光家は、五月二三日の武力蜂起には参加しなかったのである<sup>(11)</sup>。

下って長享元年、將軍義尚は六角討伐に出陣するが、光家も参陣している<sup>(12)</sup>。同年一二月一二日、光家は近江在陣の將軍義尚に働きかけ、相国寺領美濃国山口郷西の代官職を獲得する<sup>(13)</sup>。しかし相国寺側は反撃を開始する。在京の東山殿義政に強く働きかけ、光家の代官職補任の撤回を勝ち得る。ついで延徳三年、再び山口郷西の代官職補任を望んだが、相国寺側の反対に遭い、達せられなかった<sup>(14)</sup>。この時、光家は義政に働きかけている。光家の代官職任命の希望のついて、寺家側は「蓋以前常德院殿以御成敗之筋目如此、以故自相府寺家江被仰出」と記していることから見ると、長享の時には將軍義尚が山口郷代官職補任の可能性をしめして光家の要求を退けたよう<sup>(15)</sup>で、光家はそれにすがって義政に訴えたのだろう。光家には「被付替地於相国寺之後、可被返付之間、可被堪忍」しとする奉行人奉書が出

して(表2の37)、慰撫している。以上は所領関係ではあるが、家領回復のため機会をとらえて將軍や室町殿に働きかけて、所領を回復しようとする奉公衆光家の姿が浮かび上がってくる。

弓の方が、さきに見たように光家は文明一六年の幕府の的始に射手となったが、「凡立所等不達上聞、失面目」<sup>(16)</sup>ったため、切腹しようとし、他の奉公衆等に止められ、ついで逐電している<sup>(17)</sup>。將軍への上聞が達せられないことへの強い憤りに奉公衆の意識を読みとれるが、「歩立之事、今天下ニ存知人可成稀」<sup>(18)</sup>と後に評価された光家の弓に対する強いプライドも読みとれる。

光家は小笠原元長等より武家故実の相伝を受けたという。『国書総目録』(岩波書店刊)で光家(宗三)の著作を検索すると、「弓法書」・「宗三百四十七条」・「歩射聞書」、以上三つの弓術書を見出せ、弓術の故実家としての活動をしめしている。「酒出文書」には弓術書をはじめとする故実書がある(表2の75、80、82・83)。筆者や年代から光家・澄常・基親三代に及ぶものだが、この他に原本不明の多数の弓道書(表3の1、3)が「酒出文書」にある。弓の家奉公衆佐竹氏から見て文書の他にこれら故実書が多数伝来するのは自然といえよう。

ところで光家は、長享三年四月、佐竹義瞬より義方の名を授けられている(表2の84)。これは佐竹氏嫡流との関わりを物語る史料である。しかし守護佐竹氏との関係がこの時からはじまったといえるだろうか。次節ではこの点を問題にしなから、奉公衆佐竹氏を跡づけていこう。

## 第三節 奉公衆と守護

「酒出文書」に次のようなものがある（表2の70～72）。

A・佐竹伊予守義宣申越中国下世河保地頭職事、度々被施行之處、不事行云々、太不可然、所詮不日止被官人妨、可被沙汰  
付一円下地於義宣代、更不可有緩怠之状、依仰執達如件、

至徳元年三月廿日

左衛門佐（花押）  
（新波義持）

畠山右衛門佐殿

B・越中国下与河半分事、早任去月廿九日御施行之旨、可沙汰  
付佐竹右馬頭入道常盛代之状如件、

応永十一年八月三日

沙弥（花押）  
（海左衛門）

藤代次郎兵衛尉殿

C・下与河保半分給人北村殿分事、去八月三日任御奉書之旨、  
下地於可打渡佐竹殿御代官方之由、所被仰下也、恐々謹言、  
十月七日  
（応永二年）

道宗（花押）  
道秀（花押）

安芸殿

嶋田殿

右の史料は、守護佐竹氏の義宣・義盛の所領である越中国下世河保の違乱停止を内容としている。下世河保は佐竹義篤が義宣に譲った所領の一つで、奉公衆佐竹氏ではなく、守護佐竹氏に関わるものである。一般にA～Cのような文書は、充所が守護以下であっても訴訟の当事者のもとに伝来するものだといふ。とすれば守護佐竹氏に伝来すべきもので、右の三通を元禄・宝永期に文書所が召し上げ、現在佐竹氏の史料を伝える千秋文庫の所蔵に帰しているのは不当だといえないだろう。

しかし実際には奉公衆佐竹氏の文書である「酒出文書」に伝来していた。もし秋田藩で文書改がなされなかったならば確実に酒出氏に伝来しただろう。それではなぜ右の三通が「酒出文書」に伝来したのだろうか。

一つの可能性として下世河保が守護佐竹氏から奉公衆佐竹氏の所領となり、そのため関係文書が「酒出文書」に伝来したのではないかと考えてみることである。しかし守護佐竹氏から奉公衆佐竹氏への所領の移動に関わる文書や奉公衆佐竹氏の知行をしめす文書すら伝来していないのが最大の難点である。さしあたり考えられるのはAであれば守護以下の文書、B・Cであれば幕府・守護の発給文書の散逸で、それ以外は確証がないので、このことを前提にA～Cが「酒出文書」に伝来した理由を考えたい。その際、迂遠であるが、まず守護佐竹氏と幕府の関係から見ておく。

本章第一節で関説したように義篤が足利尊氏ともに文和二年に上洛し、侍所頭人兼山城国守護となる。義篤の在職は延文二年に及ぶ。下って応安六・七年及び永和二年の貢馬沙汰人に管領や西国の有力守護と並んで佐竹義宣の名が見える。この頃の貢馬沙汰人のうち東国御家人は、守護佐竹氏の他に小山・上杉氏がいる。しかし康暦元年の貢馬には義宣の名は見えなくなる。その後の貢馬沙汰人の名は、応永三年に明らかになるが、この頃は東国からは上杉氏だけである。関係史料の年代に離れているが、小山氏は義政が康暦二年に鎌倉の足利氏満の討伐を蒙り、没落するから、東国御家人の貢馬沙汰人が上杉氏のみになるのは康暦二年頃からはないだろうか。とすれば貢馬沙汰人から見た限りではあるが、康暦の頃を境にして東国御家人と幕府との関係は断ち切られてゆくようである。

このように守護佐竹氏と幕府の関係は弱まってゆく。反対に奉公衆佐竹氏の義尚は、義満の弓の師となり立場を強めてゆく。また義尚と関東について見ると、応永五年二月一日、義尚は東国に使者として下向するため、幕府より過書を発給されている(表2の86〜88)。うち一通は、この年に鎌倉公方足利氏満が没しており、その使節として下向するために発給された可能性がある(表2の86)。他に義尚が「連々関東へ所上下向也」のために発給されており(表2の87)、義尚が京と関東とを往復したことをしめしているが、その際守護佐竹氏との接点が皆無であったとはいえないだろう。

以上のことを念頭に置けば、下世河保の知行確保のため、守護佐竹氏が義尚を通じて幕府に働きかけたと想定できないだろうか。義尚は、義満の弓の師で將軍に近侍しているうえ、山名時熙のような宿老とも交際があったこと(表2の62)も守護佐竹氏の訴えを取り次ぎ、それを達成しやすい立場にあつたといえよう。また本章第一節で奉公衆佐竹氏の義尚と宣尚が同一人物であると指摘したが、「宣尚」の「宣」は佐竹義宣の一字ではないだろうか。そうであれば守護佐竹氏と奉公衆佐竹氏には何らかのつながりがあることを示唆していよう。さらにA〜Cの文書が「酒出文書」に伝来しているのは、実際に訴訟にあつたのが義尚であつたためだといえるのではあるまいか。

以上のようにA〜Cの史料の伝来から守護佐竹氏と奉公衆佐竹氏との関係を考えてみた。しかしその後は両氏との関係を見いだせなくなる。

ところが次の史料によれば、再び守護佐竹氏と奉公衆佐竹氏との関係を見いだせる(表2の84)。

義方「從宗三ノ字之時、江戸之蓮阿弥被書申候、」  
長享三年四月 日

龜岡常陸介殿

源義瞬(花押影)

右の史料の発給者は花押影の同定から守護佐竹氏の義瞬であろう。また宛所である龜岡常陸介が奉公衆佐竹光家に比定しうる点は、すでに述べた。

右の史料からさしあたり次のことを指摘できる。すなわち光家に対して佐竹姓を用いていない点で守護佐竹氏が上位の関係にあること、しかし「義」の字を与えている点に光家に対する優遇をうかがえることである。これらは、守護家と奉公衆家との身分的關係を反映しているのではないだろうか。

右の史料の傍線部によれば、光家側が守護佐竹氏に働きかけたようである。右の史料が発給された長享三年四月は、將軍義尚が没して間もない頃であり、光家にとって庇護者を失った時であった。そのため守護佐竹氏に接近したのではないだろうか。光家は、義方の名は「上様一字ニアル間、(中略)、義ノ字ヲ畏」と理由で瞬方に改める(表2の71)。義方から瞬方への改名の時期は明らかではないが、光家の將軍家に対する意識を知られる。それでも守護佐竹氏を意識した名に改め、守護佐竹氏との関係を保とうとしている。

一方守護佐竹氏の側は、右の史料の翌年にあたる延徳二年、山入義藤・氏義の攻撃により太田城を追放される。守護佐竹氏と山入氏は、義瞬の曾祖父義人が上杉氏から養子に入ってから以来、対立関係にあった。長享三年の頃の情勢は明らかではないが、おそらく山入氏

をはじめとする反対勢力の圧迫が強まるなか、それを克服すべく奮闘していたのだろう。こうしたなかで光家の接近は、義瞬にとって京との接点を持つ機会ととらえたものではあるまいか。

今述べたように守護佐竹氏は、延徳二年の山入氏の攻撃により、太田城を追放され、文亀二年帰還まで没落を余儀なくされる。守護佐竹氏の後退は、光家にとっては誤算だったろう。しかしさきに見たように光家は延徳三年に相国寺領美濃国山口郷西の代官職補任を室町殿足利義政に働きかけており、明応元年後半頃の番帳の四番にその名が見えるから、守護佐竹氏の家臣とはならず、奉公衆としての道を歩んでいる。また理康なる人物に弓術を伝授したようので、故実家としての活動も見られる。

幕政は、細川政元のクーデター、細川氏内部の抗争、大内義興の上洛と相次ぐ。系図によれば、光家は永正四年二月二八日、美濃国で討死し、享年は五六才であると伝えている（表2の71）。

光家のあとは澄常が跡を嗣ぐ。「澄常」の「澄」が足利義澄の一字であるとすれば、光家・澄常父子は、細川政元派となり、彼が擁立した將軍足利義澄に仕えたこととなる。それを裏付けるかのようにならぬ。澄常は信濃国で小笠原氏に従って戦っており、その忠節に対して奉行人奉書を発給されている（表2の38）<sup>(13)</sup>が、この奉書は、足利義尹・大内義興等の入洛により近江に没落した前將軍義澄側が発給したものである。ただしその後澄常がどのような立場をとったのかは明らかではない。

澄常は、実子がなかったようで、末期にあたって弟松千代に跡職を譲るとしている（表2の41・42）。系図では澄常の没年を三十一才であるという（表2の71）<sup>(13)</sup>。

諸系図は澄常の弟として基親をあげている。したがって松千代を基親の幼名だといえよう。しかし「酒出文書」では「佐竹彦三郎常秋」が見える（表2の43～49）。だが基親の通称は、彦三郎であるから（表2の71）、常秋を基親の初名と見ることができかねたのか。それを裏付けるように常秋の名は、年次が明らかでない史料では大永八年しか見えないのに対して、基親の名を明記した史料として天文六年書写の系図、さらに享禄三年書写の本奥書を持つ「美乃佐竹系図」にも基親とあり、常秋から基親への改名の反証となるものはない。常秋の名の由来は判然としないが、基親の場合は祖父・曾祖父の一字が「基」であるから、何らかの機会に先祖の名に戻ったのだろう。以下、常秋と基親を同一人物と見て、論を進めてゆく。

奉公衆佐竹氏の家領について、基親の頃になると家領経営の不安定さが明らかになってくる。大永八年、家領和泉国鶴原庄・美濃国山口郷東の押領を停止すべき旨の幕府奉行人奉書が出されている（表2の44～49）。守護被官人等による押領が戦国期に至ってようやく奉公衆佐竹氏領で表面化したのである。この時期には丹波国の領経営は、大永八年の奉行人奉書に「可被沙汰居常秋代」とあるように代官が現地で行うものであった。

ところで次の史料によれば、基親の頃になると再び守護佐竹氏との関係をしめす史料を見いだせる（表2の89）。

佐竹次郎抽忠節者可為神妙旨、可申届候也、

〔天文六年也〕

三月三日

佐竹新介殿

〔義晴上様也〕

御判（花押影）

右の御内書は義篤宛ではない。義篤宛の御内書が発給されなかったことは、右の御内書の副状により明らかになる(表2の91~93)。將軍足利義晴は義篤本人ではなく、基親を通じて義篤の忠節が神妙であることを伝えるように命じている。これは義篤が義晴に使者等を送らず、基親を通じて義篤のことを義晴と交渉した結果ではないかと考えられる。

天文三年に基親は東国下向のために過書の発給を受ける(表2の85)が、右の史料から見て守護佐竹氏が基親を招いたのではないだろうか。その理由は基親を通じて右の史料のような幕府との交渉を行おうとしたのではないだろうか。

さきに述べたように天文六年の下向で基親は「正宗寺本佐竹文書」所収文書を所持している。奉公衆佐竹氏の由緒を義篤にしめすためだろう。基親は家の歴史に関心をもったようで、系図を書写している(表2の71)。

天文七年、基親は関東より進上される鷹及び馬のことで関東に下向するため、過書が発給されている(表2の53)。何人からの進上かは明記されていないが、義篤ではないだろうか。

天文九年、義篤は従五位下に叙せられ、右馬権頭に任じられ、天文一四年には従四位に叙せられるが、これらは基親を通じて行った運動の成果であろう。また基親は義篤と公家との関係もとりもっており(表2の56・65)、京における守護佐竹氏のパイプ役にもなっている。

天文一二年、基親は常陸国に下向するため過書の発給を受けている(表2の54)。基親の東国下向関係の史料がこれをもって途絶えることから、天文一二年かそれからさほど下らない時期に基親は、

奉公衆から守護佐竹氏の家臣化の道を歩むのだろう。

基親の下向の理由は、義篤からの誘いもあるだろうが、さきに見たように基親の家領経営は不安定で、経済的に恵まれたとはいえない状態も大きかったと思われる。天文六年の常陸国下向に際して、大館常興は、過書の他に土岐頼芸・同頼元・斎藤宗勝が煩いなさぬよう下知するよう奉行人に命じている(表2の69)が、当時美濃国は斎藤道三のクーデターにより国内が混乱した時期でもあり、かかる状況での基親の家領の維持は困難であったろう。こうした事情も基親が京に見切りをつけ、守護佐竹氏の家臣となる道を選ばせたのだろう。

守護佐竹氏に仕えた基親は、義篤より常陸国馬場を与えられ、馬場を称す。名も篤親と改める。守護佐竹氏家臣としての基親及びその子孫の動向は、小論の範囲外であるので、重臣の地位にあったと述べるにとどめる。

守護佐竹氏家臣となっても大館晴光との交渉も続いており(表2の59)、依然幕府との関係を持っている。こうしたことから義篤の子義昭の時には近江国朽木に没落した將軍足利義輝からの御内書に対する返書の文案を認めており、奉公衆として幕府に仕えた経歴を生かしている。

## 終章

以上、佐竹家中の「酒出文書」を復元し、奉公衆佐竹氏の軌跡をおって見た。前者は佐竹家中の文書には不可欠な作業であり、この作業なしには史料性格の検討はできないと考える。あえていわゆ

る古文書以外の史料も復元の対象としたが、さきに述べたように実際の史料残存は古文書以外の史料が含まれているものであり、そうした史料も家文書の研究には欠かせないものではないだろうか。ただ「酒出文書」の史料的人格について、とりわけ年次未詳の文書を十分利用し得なかったため、検討できなかった。

奉公衆佐竹氏は、平板な事実の羅列に終始してしまった観はある。それでも守護佐竹氏から見ればまったくの傍流にすぎない奉公衆佐竹氏が足利尊氏に賭けて、奉公衆の基礎を築き、弓によってその地位を不動としたこと、「酒出文書」を手がかりに守護佐竹氏の訴訟に関わったり、幕府と守護佐竹氏との間を取り持つ役割を果たしたこと等を明らかにし得た。関係史料の収集が不十分なために課題が少なくないが、そうした点は後日の補正に期したい。

## 注

- (1) 秋田藩で家中への文書等の提出を命じた史料の概要は、伊藤勝美氏「『秋田藩家藏文書』の成立の過程」(『秋田県公文書館研究紀要』三三)を参照。
- (2) 秋田県公文書館にはこれ以外にも同様の性格を持つものがあるが、この問題は別の機会に譲る。
- (3) 根岸茂夫氏「元禄期秋田藩の修史事業」(『栃木史学』五号)。
- (4) 酒出氏は、戦国期までは佐竹氏を、佐竹氏嫡流の家臣となつて後は、馬場氏、ついで大山氏を、さらに酒出氏を称している(『茨城県史料 中世Ⅳ』解題参照)。小論では佐竹氏嫡流の家臣となるまでの過程を扱うので、その時期までは酒出氏につながる系統を奉公衆佐竹氏、近世大名佐竹氏につながる系統を守護佐竹氏と呼ぶ。ただし奉公衆佐竹氏が秋田入封後の場合には酒出氏、守護佐竹氏を佐竹氏と呼ぶ。
- (5) 系図は秋田県公文書館「佐竹分流系図」(請求記号A二八八・二一五九〇―二六)を底本とし、『新訂増補国史大系尊卑分脈』第三篇等による補正と小論での考証結果をあわせて表示した。利用した諸系図は小論でとくに注記したものの以外は、すべて秋田県公文書館「佐竹氏族系図引証本」(請求記号A二八八・二一六六六)からである。諸系図のうち『尊卑分脈』は他の系図に比べ簡略で、酒出氏の祖季義を秀義の弟とするなどの問題があるが、原形は南北朝期に成立しており、佐竹氏の系図の中でもっとも古い。南北朝期やそれに近い部分は信頼できるだろう。ほかに私が知りえた系図は、古くても戦国期書写か、原形が一五世紀後期であるが、『尊卑分脈』よりも詳細である。なお光家の部分は、「佐竹分流系図」では義方とあるが、論の必要上、初名を掲げた。また女子分の記載を省略した。
- (6) 五味文彦氏「在京人とその位置」(『史学雑誌』八三編八号)、網野善彦氏『日本中世土地制度史の研究』(塙書房刊、一九九二年)、『茨城県史料 中世編Ⅳ』解説等。
- (7) 『茨城県史料 中世編Ⅳ』解説。
- (8) 「被仰渡控」については別稿で検討する予定だが、本文で述べたような性格の史料である。小論で引用する「被仰渡控」はすべて秋田県公文書館佐竹文庫(宗家)である。
- (9) 「元禄一二年旗本被仰渡控」(請求記号AS二八八・二一六八―二四)。
- (10) 前注史料。
- (11) もともと他家の文書であったが、由緒等によって家藏の文書と認定された場

- 合には『家蔵文書』各冊の目録にその旨の注記がある。ただし「被仰渡控」と比較するとかかる注記のない冊もある。その原因は『家蔵文書』の各冊の成立過程が関係しているものと思われる。
- (12) この点、元禄期の「被仰渡控」各冊の所収史料によって明らかである。たとえば、赤坂光康は元禄一年七月二六日文書七三通を提出した(秋田県公文書館「元禄家伝文書」、請求記号A二八八・二一七四一)が、文書所ではそれをすべて家蔵の文書と認定し、写した旨の史料を注(10)と同じ様式で発給している事例(「元禄一二年在々被仰渡控」上、請求記号AS二八八・二一六八一―二)を参照。
- (13) 「元禄一三年旗本被仰渡控」(請求記号AS二八八・二一六八一―五)
- (14) 「元禄一六年旗本被仰渡控」(請求記号AS二八八・二一三四)
- (15) 前注史料。
- (16) 「元禄家伝文書」宝永三年四月二七日酒出氏系図(請求記号A二八八・二一八一―一七)。
- (17) 季親が提出した系図は「元禄家伝文書」中にある(請求記号A二八八・二一八一―四)。注(13)史料によれば、この系図の内容について、文書所は季親に元禄一三年に問い合わせているから、提出時期はそれ以前となる。注(9)史料から推測するに、元禄一二年以前であろう。
- 「元禄家伝文書」には宝永三年前後に家中が提出した系図が多数あり、文書所が家中に系図の提出を命じたものと考えられる。
- (18) 「宝永七年旗本被仰渡控」(請求記号AS二八八・二一六八一―)
- (19) 請求記号AS二八八・二一六。
- (20) この間の事情は、佐竹文庫(宗家)「寛政五年癸丑三月廻座之面々江被仰渡控」(請求記号AS二八〇―三二七)を参照。なお注(18)で引用した酒出一学宛の史料の朱書に⑤⑩⑪について、「此以下九冊闕」とある。この注記を「家蔵酒出文書」との照合した結果、⑤⑩⑪が見あたらなかったという意味に解したい。千秋文庫所蔵分の請求記号は古記録の部七―一五・七―一〇である。
- (21) 『千秋文庫所蔵 佐竹古文書』五―七号(東洋書院刊、一九八八)。千秋文庫の白黒写真によれば、道秀・道宗打渡状の袖の部分には「他の文書の例から見ておそらく朱書で―「酒出」学季賢差上之」と記してあって、「御文書」が季親旧蔵と記しているのと齟齬する。この点、提出したのは季親で、注記は季賢の頃に記したものであると見るか、提出したのは季賢で、「御文書」
- には季親と記したと見るかが問題となる。ただ端裏の「某差上之」の朱書はほとんどが同筆であるから、後にまとめて記した可能性もあり、前者の可能性が高いようにも思われる。
- (22) 秋田県公文書館佐竹文庫(大館)。請求記号AO〇二九―一―
- (23) 請求記号AS一七五―九。
- (24) その理由として、注(19)史料と筆跡が類似する点をあげることができる。注(19)史料は奥書によれば天文六年書写である。
- (25) 「寛政五年癸丑三月廻座之面々江被仰渡控」により明和から寛政期にかけて酒出氏が文書所の後身である記録所に提出した史料がわかるが、本節で明らかにし得たもの以外の史料の提出していない。
- 佐竹文庫(宗家)に「北番出羽郡酒田藩家譜源氏系図」(請求記号AS二八八・二一四六)がある。これが「佐竹分流系図」所収の酒出氏系図の底本であることが「佐竹氏族系図引証本」によって判明する。忠房は酒出氏の庶流だが、庶家分立に際して惣領家から忠房の先祖に渡したのか、庶子家分立後に写したもののなかは明らかではない。よってひとまず「酒出文書」から除いた。『家蔵文書』には忠房が提出した文書の写はなく、「被仰渡控」にも忠房が文書等を提出した形跡も見いだせない。
- (26) 以下、佐竹氏歴代の家譜本文は原武男氏校訂『佐竹家譜』(東洋書院刊、一九八八年)から引用した。
- (27) 以上、元禄・宝永期の修史事業に関する研究史及び概要は根岸・伊藤両氏前掲論文を参照。
- (28) 佐竹文庫(宗家)。請求記号AS〇二九―一。
- (29) 常陸国の史料調査の概要は根岸氏前掲論文を参照。
- (30) 秋田県公文書館「佐竹家蔵書目録」(請求記号七―三八九)。
- (31) たとえば「佐竹氏旧記」九にある「東州雜記」・「太閤朱印」は現在千秋文庫所蔵である。
- (32) 東京大学史料編纂所影写本「佐竹文書」(色川本)や国立公文書館内閣文庫「密蔵院古文書」(徳川昭武蔵本の謄写)等は「正宗寺本佐竹文書」と同一の写本である。これら諸伝本の系統等の検討は別の機会に譲る。表1の2の文書は、「正宗寺本佐竹文書」の年号の部分は「此上キレテ不見エ」とあって不明だが、「佐竹文書」(色川本)によって補った。この点は小国浩寿氏の助力を得た。
- (33) 「家蔵酒出文書」元弘三年五月二八日足利高氏御教書写及び貞治二年一二月

- 三日足利義詮御判御教書写。なお高氏御教書は「正宗寺本佐竹文書」によると、上封紙があったことが明らかになる。
- (34) 「家蔵酒出文書」天文六年三月二一日大館常興書状写。
- (35) この点は『茨城県史料 中世編Ⅳ』の解説を参照。
- (36) 「佐竹分流系図」の義方には「亀岡氏ヲ称ス」とあるが、これは表1の1に史料を典拠としているあることは「佐竹氏族系図引証本」により明らかである。
- (37) 注(19)史料。
- (38) 『蔭涼軒日録』長享二年五月一八日条に「佐竹常陸介光明」とあり、「長享元年九月一二日常徳院殿江州御動座當時在陣着到」(『群書類従』第二九輯、続群書類従完成会版)に「佐竹常陸介光家」を参照。
- (39) 以上の史料はすべて「秋田藩家蔵文書七」大山弥太夫義次所収。
- (40) 以上は白石氏宛の文書は『内閣文庫影印叢刊 楓軒文書纂』中所収である。「榊原家所蔵文書」永享九年一月一日持氏感状(『神奈川県史』資料編 古代中世(三上) 五九二七号。以下『神』五九二七と略記。)の宛所は佐竹白石中務丞となっている。
- (41) 「白川文書」(『神』五六九〇)
- (42) 「白川文書」(『神』五七一七)
- (43) 足利持氏発給文書に佐竹姓から大山姓への変更が見られるのは、佐竹姓を嫡流に限定しようとする動きに持氏が関わっているためだろうか。当時、上杉氏から養子となった義人と佐竹氏一門の山入氏との常陸国守護をめぐる争いがあり、持氏は前者を強く支持していたが、この動きと関係あるのだろうか。
- (44) この史料の伝来の経緯は『目録』の記述を参照。大正五年には佐竹家に所蔵されていた(「佐竹家蔵書目録」)が、現在所在不明である。ここではその転写本である秋田県公文書館東山文庫の写本によった(請求記号A日二八八―三三)。
- (45) 佐竹文庫(宗家)。請求記号AS二八八・二一三九。佐竹義篤の讓状がなく、他は文書の配列は「正宗寺本佐竹文書」と同じ。この史料の伝来の経緯は『目録』を参照。
- (46) 『神』三二九六によれば、「安得虎子」五(東京大学史料編纂所謄写本か)にも同様の史料の写があるようだが、調査しえなかった。
- (47) 注(22)史料。
- (48) 「御蔵書目録」にある文書が正本であれば、「正宗寺本佐竹文書」・「佐竹文書」(色川本)・「密蔵院古文書」はもとより、注(44)・(45)史料に酒出氏蔵本を写した旨の記載があってもよいはずだが、かかる記載は見えず、酒出氏所蔵文書を写したわけではないことが明らかになる。それゆえ酒出氏の文書とは別に流布して書写されたものである。したがって酒出氏もしくはその先祖が何らかの機会に写したものと理解した方がよいと考える。この見方をとる場合、「御蔵書目録」では義篤讓状以外には「写」と明記されていないのが難点である。しかし「御蔵書目録」での写とそうでない文書との違いは花押の有無ではないかと思われる。そのように考えれば、「写」の注記の有無を厳密に正本か写かの違いであるとしなくてよい。
- (49) 以下、表中の「酒出文書」を引用する場合は「表2の1」のように略記する。政直は佐竹氏の秋田滅封に反対し、水戸城奪回を企てたため徳川氏によって斬罪に処せられている。こうした事件によって政直関係文書のみ散逸したか、もしくは元禄・宝永期の提出を憚ったのだろう。また近世文書も所蔵していないわけではなく、提出しなかったのだろう。
- (50) 『統群書類従』第五輯上(続群書類従完成会版)
- (51) 『統群書類従』第五輯上(続群書類従完成会版)
- (52) 『吾妻鏡』治承四年一月八日条。
- (53) この点は「佐竹氏族系図引証本」所引の諸系図を参照。他に注(25)の「源氏系図」。表2の71では「在京」とある。しかし『尊卑分脈』はそうした記載は見られない。『尊卑分脈』を除く諸系図は、その成立が戦国期であり、季義の美濃国居住や在京といった記載は、奉公衆佐竹氏からさかのぼって推測して記載した可能性がある。
- (54) 網野氏前掲書。
- (55) 『吾妻鏡』暦仁元年二月一七日、寛元元年七月一七日、寛元二年八月一五日程。前二者の「佐竹八郎」を諸系図を根拠に季義に比定し、最後の「佐竹八郎助義」の「助」を「季」の誤りとみなした。したがってこれらが誤っていれば、本文で述べたことも誤っていることになる。
- (56) 網野氏前掲書。
- (57) 「金沢文庫古文書」正和三年八月二七日六波羅下知状(竹内理三氏編『鎌倉遺文』第三三卷二五二一五号)。
- (58) 五味氏前掲論文では、義念を季義の子孫で美濃国を本拠する人物と推定されているが、季義流であるかは検討を要する。
- (59) 『鎌倉遺文』第四一巻三二二一五、三二二二七、三二二三六号。なお同書三二二〇七号は、元弘三年四月二六日付で三二二一七号と同文で



- ある。出典は「越前島津家文書」とある。しかし「越前島津家文書」を紹介した『中世の武家文書』（国立歴史民俗博物館刊）によれば、四月二六日付のものではなく、同年五月二八日の文書、つまり三三二一七号に相当する文書しかない（三三二一七号を『鎌倉遺文』では「薩藩旧記」前編一六から採録している）。よって三三二一七号の出典を「薩藩旧記」の原本である「越前島津家文書」に改め、三三二〇七号文書は削除すべきであると考えられる。
- (60) 南北朝期の政治過程は佐藤進一氏『南北朝の動乱』（日本の歴史九、中公文庫）を参照。
- (61) 網野氏前掲書。
- (62) 網野氏前掲書。もし弾正庄が義教の所領であるとすれば、弾正庄が光基の所領であるとする（表2の2）のとどのように整合性を持たせるかが問題となる。
- (63) 表2の5・6に見える証判は、土岐頼遠の花押に類似するようにも見える。しかし『書の日本史』第九卷（平凡社刊、一九七六）の花押総覧に見える頼遠の花押と完全に同形ではなく、何人にあたるかの同定ができなかった。
- (64) 奉公衆に守護役・段銭以下の免除・京濟等の特権があったことは、小林宏氏「室町時代の守護不入権について」（『北大史学』一一号）及び百瀬今朝雄氏「段銭考」（宝月圭吾先生還暦記念会編『日本社会経済史研究』中世編、吉川弘文館刊、一九六七）を参照。
- (65) 相国寺供養の関係史料は『大日本史料』第六編之八、康永四年八月二九日条。
- (66) 山田邦明氏『鎌倉府と関東—中世の政治秩序と在地社会—』（校倉書房刊、一九九五）及び『源威集』（東洋文庫、平凡社刊）。『源威集』は師義作だという。
- (67) 南北朝期に原形が成立した『尊卑分脈』には義長の系統の記載はあっても義基の方はない。それは義長及びその系統は広く知られているのに、義基及びその系統は無名に近い存在であることを物語っているのではないだろうか。
- (68) 『大日本史料』第六編之二、貞和五年八月一五日条。
- (69) 「岩田佐平氏所蔵文書」（『神』四〇七七）。この史料及び次注の佐藤博信氏の論文は小国浩寿氏の御教示による。
- (70) 佐藤博信氏「室町時代の相模守護」（『中世東国の支配構造』、思文閣出版刊、一九八九）。なお佐藤氏は佐竹和泉前司の実名を比定しないが、佐藤氏が引用している『神』の編者の注記のとおり義長に比定して差し支えない。
- (71) 佐藤進一氏『室町幕府守護制度の研究—南北朝諸国守護沿革考証編—』上（東京大学出版会刊、一九六七）
- (72) 「正宗寺文書」観応二年二月六日足利尊氏御教書（『神』四一〇九）。
- (73) 「円覚寺文書」観応二年二月六日足利尊氏御教書（『神』四一一〇）。
- (74) 佐藤博信氏は前々注及び前注史料には何らふれていない。
- (75) この点、佐藤進一氏注（71）書を参照。
- (76) 基氏の downward は『大日本史料』第六編之二、貞和五年九月九日条による。義長の京での活動の終見が注（68）であり、関東での初見が注（69）であるから、時間的に問題はない。
- (77) 『茨城県史』中世編。
- (78) 「今川古文章」文和元年二月一八日足利尊氏御判御教書写（『神』四二〇八）。「今川古文章」応永二五年一〇月二〇日足利義持御判御教書写（『神』五五七九）によれば、出縄郷は今川氏領であったことが確認できるから、義長及び子孫への還補はなされなかったようである。
- (79) 土岐頼康が美濃国守護であったことは、佐藤進一氏注（71）書参照。
- (80) 山田氏前掲書及び『源威集』。
- (81) 『茨城県史』中世編。
- (82) 五味氏前掲論文。
- (83) 『群書類従』第二二輯（続群書類従完成会版）。
- (84) 『群書類従』第一六輯。
- (85) 『群書類従』第二四輯。
- (86) 前注史料の先陣随兵五番今川氏秋の掻副佐竹安房守好古は、氏秋の被官であろうから除外した。
- (87) 『政基公旅引付』永正元年二月二日（中世公家日記研究会編、影印篇、和泉書院日本史料叢刊二）。
- (88) 「元禄家伝文書」酒出氏系図（請求記号A二八八・二一一八一四）。
- (89) 注（13）史料。
- (90) 「佐竹氏族系図引証本」所引。
- (91) 佐竹氏が將軍の一字である「義」を憚った点は、義尚の子より「義」の字が見いだせなくなることに、注（19）史料で光家が佐竹義瞬から「義方」という名を与えられたが、「義」の字を憚って瞬方と改めたことよりうかがえる。
- (92) 二木謙一氏『中世武家儀礼の研究』（吉川弘文館刊、一九八五）。
- (93) 奉公衆の成立時期について、五味氏前掲論文・佐藤進一氏「室町幕府論」（『日本中世史論集』、岩波書店刊、一九九〇）・森幸夫氏「室町幕府奉公

衆の成立時期について」（『年報中世史研究』一八）・福田豊彦氏『室町幕府と国人一揆』（吉川弘文館刊、一九九五）等の間で、義詮期・義満期・義教期の三つの見解が対立している。これらの問題と奉公衆佐竹氏とを結びつけて論じることができなかった。

(94) 『蔭涼軒日録』長享五月一八日条。

(95) 前注史料では山口郷没収の理由を「有不忠之子細乎」としている。表2の26で還補された和泉国鶴原庄もあるいは応永九年に没収されたのではないだろうか。

(96) 注(94)史料によれば、山口郷は応永一年に義尚に返還されたようではない。

(97) 『茨城県史料』中世IVでは「政直」と注記している。しかし花押影は山名時熙である。時熙は一四世紀後半から一五世紀前半にかけての人物であるから、一六世紀の後半の人物である政直ではありえない。

(98) 義尚が美濃国山口郷以下を失った応永九年頃だろうか。もしそうであれば義尚の家領没収と結びつけられる。しかし確証がない。

(99) 注(94)史料。

(100) 注(94)史料。

(101) いずれも『群書類従』第二九輯所収。奉公衆の諸番帳とその成立時期は福田氏前掲書参照。

(102) たとえば網野氏前掲書。

(103) 『群書類従』第二八輯。

(104) 『蔭涼軒日録』長祿三年二月一八日条。

(105) 『御的日記』嘉吉二年二月二日、嘉吉三年正月一七日条（『統群書類従』二二下）。

(106) 二木氏前掲書。

(107) 注(94)史料。

(108) 『新訂増補国史大系 後鑑』第三篇文明一三年七月一九日条。使者佐竹彦三郎が光家にあたる点は、系図(表2の71)及び次注系図奥書による。

(109) 『大日本史料』第八編之一六、文明十六年正月一七日条。この史料によって佐竹邸が中院通秀邸の隣にあったことが知られる。系図によれば、基尚の女が中院氏の室であったというし、注(25)所引の「源氏系図」の奥書に、

依彦三郎光家之託、書継之了

（中院通秀）  
從一位（花押影）

とあり、光家と通秀との関係をうかがうことができる。

(110) 福田氏前掲書。長享・明応期に光家が四番である点も福田氏の検討・整理結果に負う。

(111) 福田氏前掲書では文明一七年の抗争について、奉公衆を將軍義尚方、奉行衆を室町殿義政方であるとしている。

(112) 「長享元年九月十二日常徳院殿様江州御動座當時着到」（『群書類従』第二九輯）。

(113) 山口郷西をめぐる光家と相国寺の関係史料は『大日本史料』第八編之二一、長享元年二月二日条にある。以下の記述はそれに負う。『大日本史料』の網文では佐竹光家を注(94)史料にしたがい、光明にしているが、前注史料及び諸系図を参照すれば、光家とすべきだろう。

(114) 『蔭涼軒日録』延徳三年五月二二日条。

(115) 注(109)史料。

(116) 「佐竹宗三聞書」奥書（『統群書類従』第二三輯下）。

(117) 『群書類従』第三（統群書類従完成会刊、一九六〇）所収の「佐竹宗三聞書」の解題。

(118) 「正宗寺本佐竹文書」文和四年二月一日佐竹義篤篤護状写。

(119) 上島有氏「南北朝時代の申状について」（『古文書学研究』五号）。

(120) B・Cのケースでは、直接守護に訴え、幕府発給文書がない可能性がある。

(121) 羽下徳彦氏「室町幕府侍所頭人付山城国守護補任沿革考証稿」（『東洋大学紀要』文学部篇一六集）。

(122) 「花營三代記」応安六年二月二七日・応安七年二月二五日・永和二年二月二七日条（『群書類従』第二六輯）。

(123) 「花營三代記」康暦元年二月二七日条。

(124) 「花營三代記」応永三一年二月二七日条。

(125) 佐藤博信氏は小山の乱の鎮定を契機に「東国武士を支配関係に包摂した鎌倉府独自の支配論理」が確立したと述べておられる（「鎌倉府についての覚書」、前掲書所収）。

(126) 「喜連川判鑑」（『統群書類従』第五輯上）によれば、氏満は応永五年一月四日に没している。

(127) 『茨城県史』中世編。

(128) 今谷明氏「室町幕府解体過程の研究」（岩波書店刊、一九八五）。

(129) 「佐竹宗三聞書」奥書。『群書類従』第三も参照。

- (130) 福田氏前掲書では政元のクーデターをもって奉公衆体制の崩壊と理解しておられる。
- (131) 『茨城県史料』中世Ⅳで佐竹七郎の傍注を「基房」とするが、その根拠は明らかではない。系図では澄常の通称は七郎としているから(表2の71)、澄常とする。
- (132) 今谷明・高橋康夫両氏編『室町幕府文書集成』奉行人奉書篇下(思文閣出版刊)。
- (133) 系図では澄常の没年を記さず、一〇月二三日に没したとある(表2の71)。末期に作成した澄常書状の日付は一〇月六日である(表2の41・42)。澄常は書状を出してほどなく没したのであろう。
- (134) 表2の41で佐竹澄常は松浦左衛門大夫に松千代の一字のことを依頼している。これと常秋の名とは何らかの関係があるのだろう。
- (135) 『後鑑』第四篇天文六月一四日条・「歴名土代」(『群書類従』第二九輯)。
- (136) 「歴名土代」。
- (137) 『岐阜市史』通史編原始・古代・中世。同書では表2の55を天文六年としているが、天文六年の下向は義晴の御内書によるものであるから成り立たない。むしろ表2の51を受けて基親が下向した後のものとみて、天文八年としたい。
- (138) 佐竹文庫(宗家)「佐竹家書札」(請求記号AS二〇九―三)。

付記 小論のきっかけは、佐竹氏の史料の調査を行った際に、佐竹氏宛の古文書の多くが近世期に佐竹家中から提出されたものが多いことに気づき、なぜ佐竹氏宛の文書が家中に伝来したかに関心を持った。そこでこの問題を解明する一例として酒出氏をとりあげ、その準備作業として「酒出文書」と奉公衆佐竹氏を調査したものである。

小論を作成にあたり、財団法人千秋文庫学芸員金森陽氏・東京大学史料編纂所より史料の閲覧・複写で御配慮いただいた。また小国浩寿氏には史料の調査等で助力いただいた。厚くお礼申し上げます。